

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則で定める
土砂等の安全基準の制定について
(答申(案))

1 はじめに

県では、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、県民の生活の安全の確保を図ることを目的に福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和6年3月8日福島県条例第1号。以下「土砂条例」という。）を制定し、土壌汚染防止の観点から埋立て等に使用される土砂等の安全性を確認する規定を追加するため、一部改正を行った（令和7年3月25日公布）。

改正後の土砂条例第7条第3項の規定に基づき、同第1項の規定により規則で定める「土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準」（以下「安全基準」という。）について、県から令和7年5月9日付けで本審議会に諮問があり、審議を行った。

2 審議結果

(1) 安全基準について

安全基準については、土壌環境基準及び土壌汚染対策法の要措置区域等の指定に係る基準を参考に定めることが適当である。

(2) 農用地における砒素及び銅の基準の追加

農用地においても土砂等の埋立て等が想定されることから、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号の土壌環境基準を参考に、農用地（田に限る。）における安全基準として砒素及び銅を追加することが適当である。

3 まとめ

以上のとおり、令和7年5月9日付けで諮問があった福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則で定める土砂等の安全基準については、表1及び表2の内容で定めることが適当である。

表1 土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準

項目	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下
水銀及びその化合物のうちアルキル水銀	検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
有機りん化合物	検液中に検出されないこと
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下

備考 分析方法は、1,4-ジオキサンについては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法、それ以外の項目については、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第3項第四号に規定する環境大臣が定める方法とする。

表2 土砂等に含まれる物質の量に関する基準

項目	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下
六価クロム化合物	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下
シアン化合物	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下
水銀及びその化合物	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下
セレン及びその化合物	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下
鉛及びその化合物	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下
砒素及びその化合物	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下 なお、土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土壌1キログラムにつき砒素15ミリグラム未満
ふっ素及びその化合物	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下
銅	土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満

備考 分析方法は、銅及び土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合の砒素については、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法、それ以外の項目については、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第4項第二号に規定する環境大臣が定める方法とする。